

(令和5年5月1日)欧州連合(EU)加盟国向け中古農林業機械の輸出に係る Q&A

|   | 質問内容   | 回答   |
|---|--|--|
| 1 | 植物検疫証明書が必要な「農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類及び車両」とはどのようなものですか。 | <p>EU への輸入時に植物検疫証明書の添付が必要なものは、理事会実施規則 (Commission Implementing Regulation (EU) 2019/2072) において、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両であって、以下の合同関税品目分類表 (CN) コードに該当するものと規定されています。</p> <p>農業用、園芸用又は林業用の機械 (整地用又は耕作用のものに限る。) 及び芝生用又は運動場用のローラー</p> <p>－プラウ:<br/>84321000</p> <p>－ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー:<br/>84322100,84322910,84322930,84322950,84322990</p> <p>－播種機、植付け機及び移植機:<br/>84323100,84323911,84323919,84323990</p> <p>－堆肥散布機及び施肥機:<br/>84324100,84324200</p> <p>－その他の機械:<br/>84328000</p> <p>－部品:<br/>84329000</p> <p>わら用又は牧草用のベラー (ピックアップベラーを含む):<br/>84334000</p> <p>コンバイン:<br/>84335100</p> <p>根菜類又は塊茎の収穫機:<br/>84335310,84335330,84335390</p> <p>林業用機械:<br/>84368010</p> <p>トラクター: セミトレーラー用の道路走行用トラクター:<br/>87012090</p> <p>車輪付きの農業用/林業用トラクター:<br/>87019110,87019210,87019310,87019410,87019510</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | EUでは、対外的な共通関税(Common Custom Tariff)の設定のため、「合同関税品目分類表(CN: Combined Nomenclature)」と呼ばれる物品の分類表を策定しています。同分類に基づいた品目コード(CN コード)は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description Coding System)に関する国際条約(HS 条約)」に基づいて定められた HS 分類(1~6 桁目)と、EU 独自の CN 下位品目分類(CN subheadings、7~8 桁目)で構成されています。   |
| 2 | 合同関税品目分類表(CN)コードとはなんですか。   | (参考: JETRO)<br><a href="https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade_03.html">https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade_03.html</a><br>EU の CN コードは、COUNCIL REGULATION (EEC) No 2658/87 により規定されており、以下のサイトに掲載されています。<br><a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A31987R2658">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A31987R2658</a> |
| 3 | 何故、EU 向けの中古農林業機械の輸出検査申請は CN コードから、輸出統計品目番号に変更されたのですか。                        | CN コードは、対象国が EU 及び英国に限定されているため、今後、EU 及び英国以外の国が植物検疫証明書添付を要求した場合に対応できるようにするため、CN コードから輸出統計品目番号へ変更しました。<br>輸出統計品目番号は、以下の税関サイトに掲載されています。<br><a href="https://www.customs.go.jp/yusyutu/">https://www.customs.go.jp/yusyutu/</a>   |
| 4 | 何故、EU 向けの中古農林業機械は、輸出前に清掃しなければいけないのですか。                                       | EU は、中古農林業機械の輸入条件として、「清掃され、土壌及び植物残渣が付着していないこと」を要求しているため、輸出前に清掃する必要があります。  |
| 5 | 植物防疫所で清掃してくれますか。   | 行いません。ご自身で、輸出検査を受ける前に清掃する必要があります。   |
| 6 | 植物検疫証明書を取得せずに「農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両」を EU に輸出した場合、植物防疫法に基づく罰則の対象になりますか。 | 令和 5 年 4 月 1 日に施行される改正植物防疫法にて、中古農林業機械が検疫対象物品として規定されたことに伴い、植物検疫証明書を取得せずに中古農林業機械を EU に輸出した場合、植物防疫法に基づく罰則の対象となります。   |
| 7 | 新品のトラクター等は対象外ですか。  | 対象外です。EU が植物検疫証明書の添付を要求しているのは、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両です。  |
| 8 | 中古の建設機械は対象外ですか。  | その機械の CN コードが EU の指定する CN コードに該当しない場合、対象外です。  |

|    |                             |   |
|----|-----------------------------|---|
| 9  | 中古トラクターの作業機(ロータリー等)は対象外ですか。 | 対象になることがあります。中古トラクターに付随するロータリー等の作業機が EU の指定する CN コードに該当する場合は、植物検疫証明書の添付が必要になります。  |
| 10 | 中古の耕運機は対象外ですか。              | 対象です。ただし、どの CN コードに該当するかは輸入国の関税当局の判断になるため、事前に現地輸入者を通じて確認することをお勧めします。  |
| 11 | 中古の草刈り機は対象外ですか。             | 対象外です。ただし、どの CN コードに該当するかは輸入国の関税当局の判断になるため、事前に現地輸入者を通じて確認することをお勧めします。   |
| 12 | 輸出検査はどこに申請したらいいですか。         | <p>最寄りの植物防疫所または検査を希望する登録検査機関にご相談ください。以下のウェブサイトからお近くの植物防疫所または対応可能な登録検査機関を探すことができます。</p> <p>・植物防疫所<br/> <a href="http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html">http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html</a></p> <p>・登録検査機関<br/> <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html</a></p> |
| 13 | 輸出検査や植物検疫証明書は有料ですか。         | 登録検査機関による検査を希望する場合、登録検査機関が定める費用が必要となります。なお、植物防疫所による検査及び植物検疫証明書の交付については、費用はいただいておりません。   |
| 14 | 登録検査機関とは何ですか。               | 輸出検査の一部(区分別検査)を実施できるものとして農林水産大臣の登録を受けたものを指します。区分別検査は栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査があり、中古農林業機械に関しては目視検査が対象となります。  |
| 15 | 申請書はどれを提出すればよいですか。          | 目視検査申請書を提出いただきます。様式は植物防疫所による検査を希望する場合は、輸出検査実施要領で定める様式を提出いただき、登録検査機関による検査を希望する場合は、登録検査機関が定める所定の様式にて提出いただきます。なお、同一の植物防疫所で目視検査及び植物検疫証明書の交付を希望される場合は、植物等輸出検査申請書の提出を行うことで、目視検査申請書の提出を省略可能です。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 16 | 検査申請は、電子申請できますか。                                   | <p>令和 5 年 4 月 1 日より電子申請が導入されます。また、令和 5 年 4 月 1 日に施行される輸出検査実施要領には、検査申請は原則電子申請を用いる旨記載されております。植物検疫における、電子化・効率化を推進するため、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目視検査の申請 (eMAFF)<br/> <a href="https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&amp;startURL=%2Fs%2F">https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&amp;startURL=%2Fs%2F</a></li> <li>・植物検疫証明書の交付申請 (NACCS)<br/> <a href="https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html">https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html</a></li> </ul> |
| 17 | 検査申請の期限はありますか。                                     | <p>申請の期限はございませんが、日程によっては、ご希望に添えないこともありますので、なるべくお早めにご相談ください。</p>   |
| 18 | 中古農機をコンテナに詰めた状態でも目視検査を受けることはできますか。                 | <p>目視検査時には、清掃された中古農機の全体を植物防疫官または登録検査機関が確認し、目視検査を実施する中古農機を指定します。そのため、目視検査は基本的に清掃された中古農機のすべてを蔵置場所に設置した状態で受検いただくことになります。</p> <p>なお、蔵置場所が限られ、清掃された中古農機のすべてを設置できない場合は、申請時にインボイス等の関係書類を提出いただき、インボイス等の関係書類をもとに目視検査を行う中古農機を指定させていただきます。この場合は、指定された中古農機を除き、蔵置場所に積み上げるか、コンテナに搬入することが可能です。また、この場合、指定した中古農機の検査とともに、積み上げられた中古農機やコンテナに搬入した中古農機の確認を行います。この確認で土壌の付着が疑われる中古農機があった場合は、その中古農機の検査を行います。</p> <p>本対応の適用可否については、申請を行う植物防疫所または登録検査機関にご相談下さい。</p>  |
| 19 | 検査を行う数量について、具体的な例を教えてください。                         | <p>検査は統計品目番号ごとに 10%以上について実施します。例えば、トラクター15 台、耕運機 3 台について検査を申請する場合、小数点第 1 位を切り上げ、トラクターは 2 台、耕運機は 1 台について、目視検査を実施します。</p>   |
| 20 | 情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方向の通話が可能な情報通信手段による検査とは何ですか。 | <p>Zoom 等のアプリケーションを用いた検査 (リモート検査) を指します。所在地での検査の他、リモート検査が可能ですのでご利用ください。</p>   |

|    |                               |  |
|----|-------------------------------|--|
| 21 | 植物検疫証明書は登録検査機関で取得することは可能ですか。  | <p>植物検疫証明書の交付は植物防疫所のみが行います。</p> <p>なお、登録検査機関にて目視検査を実施した場合は、検査報告書が交付されます。植物検疫証明書を取得される場合は、交付を希望する植物防疫所に植物等輸出検査申請書とともに、検査報告書をご提出ください。</p>  |
| 22 | 植物検疫証明書は植物防疫所に受取りに行く必要がありますか。 | <p>原則、植物検疫証明書の受領のために来所いただく必要があります。</p> <p>ただし、同一の植物防疫所で目視検査及び植物検疫証明書の交付を希望する場合であれば、所在地における検査の後、検査結果に問題がなければ現場での交付が可能です。</p> <p>また、希望する場合は着払いで郵送することも可能です。検査担当所に郵送方法等を相談してください。</p> |
| 23 | 検査に立ち会う必要がありますか。              | <p>申請者様またはその代理人による立会いが必要です。輸出検査時には、植物防疫官または登録検査機関の検査員の指示に従って中古農林業機械の移動、操作等を行っていただく必要があります。</p>   |
| 24 | 検査報告書に有効期限はありますか。             | <p>目視検査に関する検査報告書については、交付日から14日以内に植物検疫証明書の交付を希望する植物防疫所に植物等輸出検査申請書とともに提出いただく必要があります。</p>   |
| 25 | 植物検疫証明書に有効期限はありますか。           | <p>EUの植物検疫に関する理事会規則(Regulation (EU)2016/2031)では、植物検疫証明書は荷口が輸出される14日以上前に作成されてはならないと規定されています。</p> <p>このため、中古農林業機械は植物検疫証明書の発給日から14日以内に輸出(出国)される必要があります。</p>                           |